

## 随意契約結果書

物品等の名称及び数量	佐賀国道事務所（本所）で使用する電気
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 佐賀国道事務所長 佐賀市新中町5-10
契約締結日	平成29年 4月26日
契約の相手方の氏名及び住所	九州電力株式会社 佐賀営業所 佐賀市神野東二丁目3番6号
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥8,820,294-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥8,820,294-
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備考	

# 随意契約理由書

1. 件 名 佐賀国道事務所（本所）で使用する電気
2. 納入場所 佐賀国道事務所  
佐賀県佐賀市新中町5番10号
3. 契約の相手方 名 称 九州電力（株）佐賀営業所  
住 所 佐賀県佐賀市神野東二丁目3番6号  
電 話 0120-986-303
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令  
第102条の4第3号
5. 当該購入の目的・内容及び随意契約に付する理由

(1) 当該購入の目的

佐賀国道事務所で使用する電気の購入を行うものである。

(2) 当該購入の内容

本購入は、佐賀国道事務所に交流3相3線式、供給電圧6,000ボルト、計量電圧6,000ボルト、周波数60ヘルツ 予定使用電力量 482,000kwhの電力を供給するものである。

(3) 随意契約に付する理由

平成29年度の電気の供給契約について、一般競争契約（WTO対象以外）の手続きをおこなったところ、競争参加資格申請者が無かったため、5月1日からの電気供給予定者が決定していない状況である。

再度、十分な公告期間をとり、手続きを行った場合、契約締結後の電力供給手続き準備期間（通常1ヶ月程度）を考慮すると、佐賀国道事務所への5月1日からの電力供給開始は期間的に困難である。

九州電力（株）佐賀営業所は佐賀国道事務所の所在する佐賀市で電気事業法に基づく唯一の「一般送配電事業者」である。

「一般送配電事業者」は電気事業法第17条第3項において、供給区域における電気需要者への電気の供給義務が定められており、上記事業者は5月1日から佐賀国道事務所へ安定的に電気を供給することができる唯一の事業者である。

以上のことから、本購入を円滑かつ的確に遂行するためには、九州電力（株）佐賀営業所が唯一の契約相手と判断するものであることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき九州電力（株）佐賀営業所と随意契約を締結するものである。

（随意契約理由作成者）

総務課長